

## 令和7年度 第1回日向市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議

■日時：令和7年8月18日（月）15:00～  
■場所：日向市役所2階 災害対策本部室

### <会 次 第>

#### 1 開会あいさつ

総合政策部長 濱田 卓己

#### 2 委嘱状の交付

#### 3 日向市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議について

- (1) 推進会議設置要綱について
- (2) 委員の構成について
- (3) 会長、副会長の選任
- (4) 会長あいさつ

#### 4 第2期日向市総合戦略の概要について

#### 5 審議事項

- (1) 総合戦略に基づく施策等の取組状況及び成果の検証について
  - ① 第2期日向市総合戦略成果検証報告書（案）について
  - ② 地方創生関連交付金の効果検証について
- (2) 第3期日向市総合戦略について

#### 6 その他

○ 日向市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置要綱（令和3年6月改訂）

(設置)

第1条 日向市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定に当たり、産業関係団体、教育機関、金融機関、労働者関係団体、報道機関等の有識者から意見を聴取し、共に日向市の創生に向けた取組を推進するため、日向市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略に基づく施策等の取組状況及び成果の検証
- (3) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自治会関係者
- (2) 産業団体関係者
- (3) 行政機関関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 金融機関関係者
- (6) 労働団体関係者
- (7) 報道機関関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総合政策課において処理する。

令和7年度 日向市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議 委員名簿  
 (任期：令和7年8月18日～令和9年3月31日)

	分野	団体名	職名	委員名	備考
1	産業の分野	日向商工会議所	事務局長	野口 洋	産業団体
2		東郷町商工会	事務局コーディネーター	岩田 政詞	産業団体
3	学識の分野	宮崎大学 地域資源創成学部	教授	桑野 齊	教育機関
4	官の分野	日向公共職業安定所	所長	児玉 雅彦	行政期間
5	金融の分野	宮崎銀行日向支店	支店長	中森 拓也	金融機関
6	労働の分野	連合宮崎日向地域協議会	議長	池田 博	労働団体
7	言論の分野	夕刊デイリー新聞社	日向支社編集局 編集部課長	黒田 智寛	報道機関
8	民間団体	日向市区長公民館長 連合会	書記	井上 和臣	自治会
9		日向市社会福祉協議会	事務局長	大野 靖文	その他
10		日向市地域子育て 支援センター	所長	山元 昌子	その他